前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

（趣旨）
第１条　この要領は、前橋市立図書館誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（雑誌スポンサー制度の目的）
第２条　前橋市立図書館本館並びに前橋こども図書館及び分館（以下「図書館」という。）に排架する市民の教養、調査研究、レクリエーションその他の活動に資するための資料を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

（雑誌スポンサー制度の内容）
第３条　雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー（この要領の規定に基づき雑誌を提供する者をいう。以下同じ。）が購入した雑誌を図書館に提供し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。
２　雑誌スポンサーは、提供雑誌にスポンサー名を掲出することができる。
３　前橋市立図書館長（以下「館長」という。）は、図書館ウェブサイト等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーから申し出があった場合、または館長の判断により、非公表とすることができる。

（雑誌スポンサー及び広告の対象）
第４条　雑誌スポンサーの対象は、企業、商店その他の団体（法人格の有無を問わず、また個人事業主も含める。以下同じ。）又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る者を除く。
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業その他これに準ずる営業を行う者
(2) 消費者金融業を行う者
(3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
(5) 政治団体による政治活動を目的とする者
(6) 宗教団体による布教推進を目的とする者
(7) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと館長が認める者
２　広告の掲出は企業、商店その他の団体を対象とし、掲出をすることができる広告の内容は、前橋市教育委員会広告掲載要綱（平成２７年２月１０日伺定め。）第４条を準用する。

（雑誌スポンサーの申込方法及び受付）

第５条　随時受付とし、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第１号）に次の各号による添付書類を添えて、館長に申込むものとする。

(1) 企業、商店その他の団体の事業概要又は活動概要がわかる書類

(2) 掲出する広告及び原稿

(3) 個人の場合は、本人確認ができる書類

２　前項第１号の概要は、当該団体のウェブサイトで公表している場合は添付を省略することができる。

３　受付は先着順とし、申込みの記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合、館長は申込及び受付を取り消すことができる。

（提供雑誌等の選定）

第６条　第４条の申込者は、申込みの際に提供雑誌等を選定する。

２　雑誌は、前橋市立図書館資料収集方針及び選定基準に合致したもので逐次刊行物選定委員会が認めたものとする。

３　雑誌の選定は先着順とし、雑誌の所蔵館を変更することはできない。

４　雑誌の選定後、当該雑誌が廃刊、休刊等により入手が困難となった場合は、館長と雑誌スポンサーとの間で、雑誌の変更やスポンサーの取りやめ等について協議を行う。

（雑誌スポンサーの審査及び決定）

第７条　館長は、第５条の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を審査するため、前橋市教育委員会広告掲載要綱第１１条に規定する「広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定するものとする。

２　館長は、前項の審査結果を受けたときは、速やかにその結果を、前橋市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（覚書）

第８条　前橋市長は、第６条の規定による決定に基づき覚書（様式第３号）を取り交わすものとする。

２　雑誌スポンサー期間は、原則として４月１日から翌年３月３１日までの一年度間とする。ただし、年度の途中から掲出を決定した場合は、契約日の属する月の翌月から３月３１日までとする。

（提供雑誌の購入代金の支払い及び納入）

第９条　提供雑誌は第５条により選定したものを、原則として館長が指定する雑誌納

入業者から購入するものとし、購入代金は雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。なお、支払いについては、次の各号による。

(1) 雑誌納入業者への支払いは、一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に清算するものとする。

(2) 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

２　提供雑誌は、雑誌納入業者が図書館に納入する。

（名称及び広告の掲出等）

第１０条　雑誌スポンサーは、提供雑誌及び提供雑誌最新号の雑誌カバー表面にスポンサー名称を表示し、裏面及び雑誌架に広告を掲出することができる。

２　提供雑誌の排架位置は、館長が決定する。

３　広告の掲出はスポンサー期間中に行うこととする。

４　掲出できる広告は、１タイトルにつき１種類とする。

（名称及び広告掲出の規格等）

第１１条　雑誌カバー表面に表示するスポンサー名称のラベルは、縦３．６ｃｍ、横１３ｃｍ以内で図書館が作成することとし、貼付位置は中央より下部とする。

２　雑誌カバー裏面及び雑誌架に掲載する広告の規格は、最新号雑誌カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものとする。なお、広告原稿の作成は雑誌スポンサーが行うものとする。

（提供雑誌の所有権）

第１２条　図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、前橋市に帰属する。

（広告内容の変更）

第１３条　広告内容の変更は、雑誌スポンサー期間中に年２回までとする。

２　雑誌スポンサーが広告内容の変更をしようとするときは、広告内容変更届（様式第４号）と、掲出希望の広告原稿を館長に提出しなければならない。

３　館長は、前項の変更届が提出された場合は、審査委員会に諮るものとし、審査委員会の承認を受けた後に、広告の掲出内容を変更することとする。

（雑誌提供の終了及び取消）

第１４条　雑誌スポンサーは、雑誌の提供を終了しようとするときは、終了年度の１月前までに、雑誌提供終了届（第５号様式）を提出するものとする。

２　館長は、前項の届出を受けた時、もしくは以下の各号に該当すると認めるときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

(1) 支払い期限までに提供雑誌の購入代金が支払われなかったとき

(2) 第４条各号のいずれかに該当したとき
(3) 雑誌スポンサーが死亡又は倒産、解散その他の事由により消滅したとき
(4) スポンサー期間更新の意思確認において、継続又は終了の意思表示がなされない時
(5) 前４号に掲げるもののほか、館長が雑誌スポンサーとして適当でないと判断した時

３　館長は雑誌スポンサーの取り消しを決定した場合、取消決定通知書（様式第６号）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

４　館長は雑誌スポンサーを取り消した場合、すでに支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

（責務）

第１５条　提供雑誌等に掲出する広告の内容についての責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、掲出により苦情その他の問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（協議）

第１６条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌スポンサー双方で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附　則

この要領は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年３月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年２月２０日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１１月１３日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

前橋市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年　　月　　日

（宛先）前橋市立図書館長

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

前橋市立図書館に雑誌を提供したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たっては、次の事項を誓約します。

記

(1) この申込書及び添付書類は、事実と相違ありません。
(2) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を遵守します。
(3) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第４条及び前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）第２条第１号から第３号までに該当しません。

１　提供を希望する雑誌名等

雑誌名等	提供館
	□前橋市立図書館本館　□（　　　　　　）分館 □前橋こども図書館
	□前橋市立図書館本館　□（　　　　　　）分館 □前橋こども図書館

（注）提供先について、該当する箇所に✓印を記入してください。

２　広告の掲出及びスポンサー名称の公表（希望するほうへ○を記入してください）

広告の掲出 （個人以外の方）		スポンサー名の公表	
	広告を掲出する		スポンサー名を公表する（雑誌カバー・館内掲示物・図書館ホームページ）
	広告を掲出しない		スポンサー名を公表しない

３　添付書類

区分		添付書類
	企業、商店、その他の団体	会社概要（事業・業務内容が分かるパンフレット等）
	広告掲出希望	掲出希望の広告案
	個人	本人確認ができる書類等

４　連絡先

部署・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※当方より連絡をする場合がありますので、必ず連絡先等の記入をお願いいたします。

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

様

前橋市立図書館長

前橋市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった前橋市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　提供雑誌名等及び決定区分

雑　誌　名	提　供　館	決　定　区　分
		□承認 □不承認（理由：
		□承認 □不承認（理由：
		□承認 □不承認（理由：

２　スポンサー期間

年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

３　提供雑誌購入費用の支払い等

⑴購入費用　　　　　　　　　　　円

⑵支払方法

納付書を送付いたしますので、雑誌納入業者に直接お支払いください。なお、購入費用は一括先払いとなります。また、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算となります。

⑶広告の掲載

費用の納入の確認後、図書館で広告の掲出やスポンサー名の表示を行います。なお、支払期限までに費用の納入が確認できない場合は、スポンサー承認決定を取消しいたしますので、あらかじめご了承ください。

第３号様式(第８条関係)

覚　　書

前橋市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等に関し、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第８条第１項に規定するとおり覚書を取り交わすこととする。

記

（提供の雑誌）

第１条　乙は、選定した雑誌を甲へ無償譲渡する。

	提供雑誌名	提供館名
1		
2		
3		

（広告掲載の方法）

第２条　甲は、乙から前条で無償譲渡を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告を当該カバーに掲出するものとする。なお、乙は、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。ただし、乙が個人の場合は広告の掲出は行わないものとする。

（提供の期間）

第３条　乙が甲に対して提供する期間は原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から３月３１日までとする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第４条　提供雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

２　前項の支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。ただし、乙と納入業者が協議の上、その他の支払い方法で合意した場合は、この限りでない。

３　振込手数料は、乙の負担とする。

４　乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と代替誌等を協議する。協議の結果生じた差額については、別途清算を行うものとする。

（広告掲載の責務）

第５条　乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　甲は、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第４条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。また、広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、前橋市教育委員会広告掲載要綱第４条及び前橋市教育委員会広告掲載取扱基準第２条に該当するものは掲載しない。

３　乙は、掲載しようとする広告内容について、正当な理由がない場合は、前橋市教育委員会広告掲載基準に基づいて甲が指示する広告の内容への修正・削除等に応じなければならない。
４　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。
５　第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（広告内容の変更）
第６条　乙は、雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、広告内容変更届（第４号様式）を甲に提出し、その広告掲載の可否について「広告審査委員会」の承認を受けなければならない。

（雑誌提供終了の届出）
第７条　乙は、雑誌の提供を終了しようとするときは、終了年度の１月前までに、雑誌提供終了届（第５号様式）により甲に届け出なければならない。

（雑誌スポンサーの取消）
第８条　甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときや、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第１４条第２項に該当するときは、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第７条の規定による承認の決定を取り消すことができる。
２　甲は、前項の取消が決定した場合は、速やかに前橋市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書（第６号様式）により、乙に通知するものとする。

（協議）
第９条　本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管するものとする。

年　　月　　日

	所在地	前橋市大手町二丁目１２番地１
甲	名　称	前橋市
	代表者	前橋市長
	所在地	
乙	名称	
	代表者	

様式第４号（第１３条関係）

広告内容変更届

年　　月　　日

（宛先）前橋市立図書館長

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

雑誌スポンサーの広告内容を変更したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第１３条の規定に基づき届け出ます。

広告変更希望 雑誌名	
所蔵館	
主な変更点	

（注）新たに掲示希望の広告の原稿を添付してください。
・変更希望雑誌１誌につき２部

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

第５号様式（第１４条関係）

雑誌提供終了届

年　　月　　日

前橋市立図書館長 あて

所　　在　　地
申込者　商号又は名称
代 表 者 氏 名

都合により、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を終了したいので、前橋市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第１４第１項の規定に基づき以下により届け出ます。

	雑誌の名称等	提供館
提供を中止する雑誌名等及び提供先		□前橋市立図書館本館 □（　　　　　　　　）分館 □前橋こども図書館
		□前橋市立図書館本館 □（　　　　　　　　）分館 □前橋こども図書館
		□前橋市立図書館本館 □（　　　　　　　　）分館 □前橋こども図書館
終了年月日	年　　月　　日	

（注）提供を終了する雑誌名、提供先（該当する箇所に✓印を記入）、終了年月日を記入してください。

図書館記入欄

処理状況等を記入	担当者

様式第６号（第１４条関係）

年　　月　　日

様

前橋市立図書館長

前橋市立図書館雑誌スポンサー取消決定通知書

年　　月　　日付けで覚書を取り交わした前橋市立図書館雑誌スポンサー制度について、下記の雑誌のスポンサーを取り消しましたので通知します。

記

１　対象雑誌等及び提供館

２　取消の理由